

○射水市大門コミュニティセンター条例

平成17年11月1日

条例第175号

改正 平成26年9月19日条例第41号

平成30年12月21日条例第35号

(設置)

第1条 市内企業の従業員及び住民の福祉及び健康増進、教養の向上並びにレクリエーションの便宜を供与するため、コミュニティセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大門コミュニティセンター	射水市串田1395番地

(職員)

第3条 コミュニティセンター(以下「センター」という。)に所長その他必要な職員を置く。

2 所長は、市長の命を受けて業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(開所時間)

第4条 センターの開所時間は、午前10時から午後8時まで(浴室については、午前11時から午後7時まで)とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを繰り上げし、又は延長することができる。

(閉所日)

第5条 センターの閉所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に変更することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日
- (3) 8月14日から8月16日まで
- (4) 12月29日から1月3日まで

(使用の制限)

第6条 市長は、センターの利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則等に違反したとき、又は管理上特に必要と認めたときは、センターの使用を制限することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、セントーの使用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 建物又は附属設備その他器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長において、セントーの趣旨に反し不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(原状回復)

第9条 使用者は、施設等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減額し、免除することができる。

2 使用者の過失による人身事故及び物損事故の発生について、管理者は、一切の補償並びに賠償の責めは負わない。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセントーの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 前条の規定により指定管理者にセントーの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) セントーの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) セントーの使用の制限及び不許可に関する業務
- (3) セントーの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、セントーの管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第7条まで及び第9条の規定の適用については、第4条の規定中「市長が必要があると認めるときは、これを」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを」と、第5条の規定中「市長が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条及び第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替

えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第13条 第10条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合において、使用者は、第8条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

4 既納の利用料金は、還付しない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大門町コミュニティセンター設置条例(昭和62年大門町条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年9月19日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の射水市大門コミュニティセンター条例第10条の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に別表備考第3号の規定により発行した回数券は、当該指定管理者が発行した回数券とみなす。

附 則(平成30年12月21日条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(射水市大門コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第10条の規定による改正前の射水市大門コミュニティセンター条例別表に規定する回数券を所持する者が、この条例の施行日以後に当該回数券を使用する場合には、この条例の施行日から平成32年3月31日までの間に限り、使用できるものとする。

別表(第8条関係)

1 浴室の使用料

区分	使用料
大人(12歳以上の者)	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定により富山県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額と同額
中人(6歳以上12歳未満の者)	
小人(6歳未満の者)	

備考

- 1 浴室の使用料には、大門農村環境改善センターの多目的ホールの個人使用料(一般(高校生以上)の使用者にあつては、1回につき1時間分の使用料に限る。)を含むものとする。
- 2 実費徴収を必要とする施設器具等については、別に使用料を徴収するものとする。
- 3 回数券については、10回分の料金で11回分を限度とした回数券を発行できるものとする。

2 トレーニングルームの使用料

区分	使用料(1時間あたり)
一般(高校生以上)	150円
中学生以下	無料

備考

- 1 実費徴収を必要とする施設器具等については、別に使用料を徴収するものとする。
- 2 1時間未満の端数は、1時間として計算する。